

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「要緊急安全確認大規模建築物」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 「耐震診断」とは、法第7条第1項の規定に基づき耐震診断をいう。</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「要緊急安全確認大規模建築物」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物であり、不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物等であって、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 「耐震診断」とは、法第7条第1項に規定する耐震診断をいう。</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

(7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(8) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示した事項

(11) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者等（規則第2条第6項に規定する間接補助事業者等をいう。以下同じ。）に対して第4号から第9号に掲げる条件を付さなければならないこと。

第6条～第8条（略）

（現場検査）

第9条 **補助事業者**は、第3条第1項の事業のうち、耐震改修費補助事業の対象となる耐震改修及び建替えの工事について、現場検査を行うものとする。

（新設）

(8) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要であると認めて指示した事項

(9) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して第4号から第7号に掲げる条件を付さなければならないこと。

第6条～第8条（略）

（現場検査）

第9条 **市町村**は、第3条第1項の事業のうち、耐震改修費補助事業の対象となる耐震改修及び建替えの工事について、現場検査を行うものとする。

2 知事は、補助事業者から要請があった場合は、前項の規定による現場検査に職員を同行させることができる。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、間接補助事業が3月31日までに完了し、同日までに完了実績報告書を提出することが困難な場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合には、当該年度の3月31日までに別記第6号様式による年度終了報告書を提出しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第6号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第5条第6号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

2 知事は、市町村長から要請があった場合は、前項の規定による現場検査に職員を同行させることができる。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合には、当該年度の3月31日までに別記第6号様式による年度終了報告書を提出しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第8号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第5条第8号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条第1項の完了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。

2 知事は、第10条第2項の年度終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該実施結果に応じて補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 補助事業者が規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

第14条～第17条 (略)

附 則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。

第11条 知事は、前条第1項の完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付及び概算払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。

2 規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第8号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

第14条～第17条 (略)

別表第1（第3条関係）

補助対象経費

要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費

第8号様式

（削除）

別表第1（第3条関係）

補助対象経費

対象となる建築物の耐震診断に要する経費